

<b>政務活動費《事前》審査書</b>				登録番号	020200/	1	1枚目			
次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。				会派名	日本共産党					
				議員名	小西直樹					
<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務費		第三者機関承認欄		会派承認欄						
		受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
					R2.4.13					
					承認日					
					R2.4.13					
		特記事項(第三者機関)		特記事項(会派)						
				各地域の市に対する要望を把握して、市民の要望実現の資料とする。						
<b>支出予定 金額</b> (振込手数料を 含まず)		8,000円								
<b>支出内容</b>		令和元年度の富山市内79の自治振興会からの市長への要望書のコピー代								
<b>積算根拠</b>		コピー代1枚10円×800枚=8,000円					<b>価格の 説明</b>	富山市情報公開条例 施行規則の例による (別紙添付)		
<b>購入(依頼) 予定業者</b>		富山市企画管理部文書法務課					<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	<b>取引規定</b> <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし		
<b>見積書等資料貼付欄</b> (この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)										

平成17年4月1日  
富山市規則第6号

## (趣旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

## (公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)

(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

## (公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

## (公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

## (第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公開請求のあった年月日

(2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

## (公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

## (電磁的記録の公開方法)

3 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付

(2) 専用機器により再生したものの視聴

(3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

## (費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

## (細則)

等13条 この規則に定めるものほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## (出資法人)

14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表(第9条関係)

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図面	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものを作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図面については、片面を1枚として枚数を算定する。  
模式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

# 富山市公文書公開請求書

令和元年 4月 13日

(宛先)

富山市長様

氏名 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名	小西直樹
住所 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地	郵便番号 931-8401 富山市田代町 [REDACTED]
連絡先 法人その他の団体にあっては、担当者の氏名及び連絡先	電話番号 [REDACTED] 郵便番号 931 上 電話番号 ( ) -

富山市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の公開を請求することができるものの区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市内に住所を有する者
	<input type="checkbox"/> 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所又は事業所の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 4 市内に存する学校に在学する者 学校の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 5 市税を納税する義務のある者 (備考に記載の書類を添付してください。)
	<input type="checkbox"/> 6 実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体 公文書の公開を必要とする理由 (備考3に記載の理由以外の理由で請求することはできません。)

請求に係る公文書の内容	<p>岐阜市内 65歳以上 自治振興会や市長への 要望書をね。</p>
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送を希望)

#### 備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「市税を納税する義務のある者」として請求する場合は、納税通知書の写しその他の納税義務者であることを証明する書類を添付してください。
- 3 「公文書の公開を必要とする理由」は、次のことを内容とするものに限ります。
  - (1) 実施機関が行う処分又は事業により公開請求者の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
  - (2) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。
  - (3) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

## 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	020200 / 2	1枚目
会派名	日本共産党	
議員名	小西直樹	

<input type="checkbox"/> 調査研究費		第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/> 研修費		受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 広報広聴費					R2.5.28					
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費		承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費					R2.5.28					
<input type="checkbox"/> 資料作成費		支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費		支払日	年	月	日	R2.6.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費		1件	R2.	6.	2	承認日				
<input type="checkbox"/> 事務費						R2.6.2				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					各地域の市に対する要望を把握して、市民の要望実現の資料とする。 主な要望者です。					

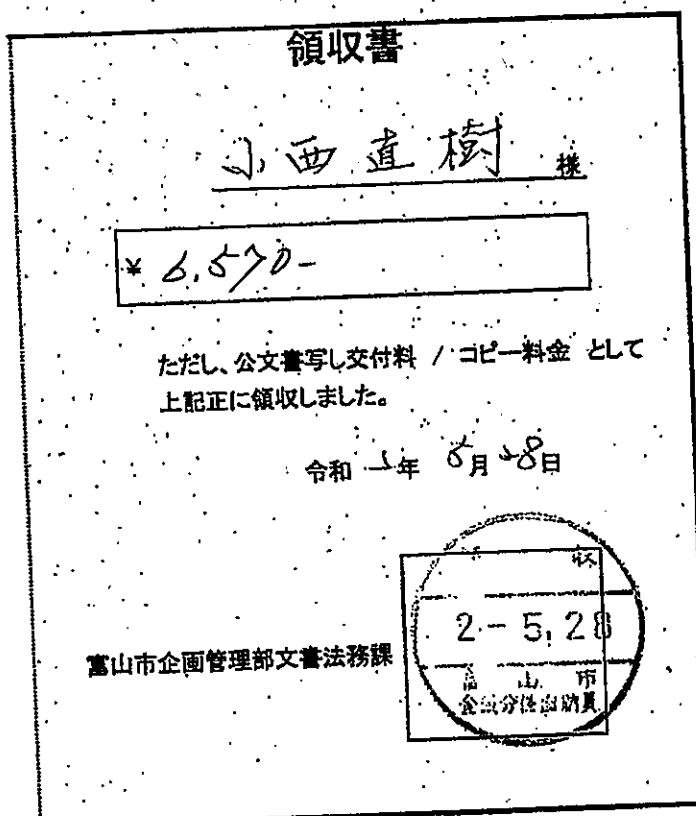
政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	6, 570円	内、振込手数 料	
支出内容	令和元年度の富山市内79の自治振興会からの市長への要望書のコピー代		
積算根拠	コピー代1枚10円×657枚=6, 570円	価格の 説明	富山市情報公開条例 施行規則の例による (別紙添付)
購入(依頼) 業者	富山市企画管理部文書法務課	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	取引規定 ■抵触なし

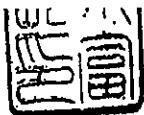
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

## 貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大さの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)





## 富山市公文書一部公開決定通知書

農企第32号  
令和2年5月27日

小西直樹様

富山市長 森 雅志



令和2年4月13日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	富山市内79地区ある自治振興会からの市長への要望書のすべて。 (令和元年度分のみ)
公文書名	・要望書（山田地域自治振興会）（農林事務所農業振興課） ・要望書（富山市音川自治振興会）（農林事務所農地林務課）
公開の日時	令和2年5月27日（水） 14時
公開の場所	富山市役所東館3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・要望書（山田地域自治振興会）（農林事務所農業振興課） (公開しない部分) 自治振興会の代表者印 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</li><li>・要望書（富山市音川自治振興会）（農林事務所農地林務課） (公開しない部分) 自治振興会の代表者印 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</li></ul>

※公開できることとなる時期	
担当課・室	農林事務所農業振興課、農林事務所農地林務課

備考

1. ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
  2. 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話443-2261）に連絡してください。
  3. 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。
- (教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。
- また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当) 農政企画課企画係  
電話 443-2080



## 富山市公文書公開決定通知書

建政第 12 号

令和2年5月26日

小西 直樹 様

富山市長 森 雅志



令和2年4月13日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	富山市内79地区ある自治振興会からの市長への要望書のすべて。 (令和元年度分のみ)
公文書名	・要望書（新保校区自治振興会）（道路整備課） ・桜谷小学校安全対策要望書（道路管理課） ・要望書（富山市音川自治振興会）（土木事務所建設課）
公開の日時	令和2年5月27日（水）午後2時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
担当課・室	道路整備課、道路管理課、土木事務所建設課

## 備考

- 1 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(担当) 建設政策課

(電話 443-2091)



## 富山市公文書一部公開決定通知書

市相第 87 号  
令和2年5月27日

小西 直樹 様

富山市長 森 雅志



令和2年4月13日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	富山市内79地区ある自治振興会からの市長への要望書のすべて。 (令和元年度分のみ)
公文書名	要望書（市民生活相談課、スポーツ健康課）
公開の日時	令和2年5月27日 14時
公開の場所	富山市役所東館3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	<p>要望書（市民生活相談課） (公開しない部分) 個人の氏名、住所、電話番号、印影、車のナンバー (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(公開しない部分) 要望書に係る自治振興会、自治会、土地改良区、町内会等の代表者の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

	<p>要望書（スポーツ健康課）      (公開しない部分)      要望書に係る自治振興会の代表者の印影      (公開しない理由)      富山市情報公開条例第7条第2号アに該当      法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	市民生活相談課、スポーツ健康課

備考

- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
  - 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話443-2261）に連絡してください。
  - 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。
- (教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。
- また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当) 市民生活相談課  
 (電話 443-2046)



## 富山市公文書一部公開決定通知書

活都第3号  
令和2年5月27日

小西直樹様

富山市長 森 雅志



令和2年4月13日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	富山市内79地区ある自治振興会からの市長への要望書のすべて。 (令和元年度分のみ)
公文書名	・富山東富山駅間新駅設置に伴う要望書（交通政策課）
公開の日時	令和2年5月27日 午後2時
公開の場所	富山市役所東館3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	・富山東富山駅間新駅設置に伴う要望書（交通政策課） (公開しない部分) 自治振興会長の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体等の権利、正当な利益を害するおそれがあるため。
※公開できることとなる時期	
担当課・室	交通政策課

備考

- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話443-2261）に連絡してください。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当) 活力都市推進課  
電話 443-2179



富山市公文書公開決定通知書

市相第 87 号

令和2年5月27日

小西 直樹 様

富山市長 森 雅



令和2年4月13日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

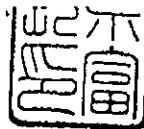
請求に係る公文書の内容	富山市内79地区ある自治振興会からの市長への要望書のすべて。 (令和元年度分のみ)
公文書名	要望書（八尾行政サービスセンター総務課）
公開の日時	令和2年5月27日 14時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
担当課・室	八尾行政サービスセンター総務課

備考

- 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話443-2261）に連絡してください。
- 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(担当) 市民生活相談課

(電話 443-2046)



0202001-2-1

(8枚)

## 富山市公文書一部公開決定通知書

建政第 12 号  
令和2年5月26日

小西 直樹 様

富山市長 森 雅志



令和2年4月13日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	富山市内79地区ある自治振興会からの市長への要望書のすべて。 (令和元年度分のみ)
公文書名	<ul style="list-style-type: none"><li>・市道の整備・舗装について（要望）（道路整備課）</li><li>・要望書（奥田校下自治振興会）（道路整備課）</li><li>・令和元年度土木事業の陳情について（道路整備課）</li><li>・要望書（太田自治振興会）（道路整備課）</li><li>・要望書（月岡校下自治振興会）（道路整備課）</li><li>・要望書（三郷自治振興会）（道路整備課）</li><li>・五福小学校通学路に関する要望書（道路整備課）</li><li>・通行難所解消に向けた市道改善について（要望書）（道路整備課）</li><li>・市道の拡幅について（要望）（太田校下自治振興会）（令和元年5月1日）（道路整備課）</li><li>・市道の拡幅について（要望）（太田校下自治振興会）（令和2年3月13日）（道路整備課）</li><li>・要望書（長岡地区自治振興会）（道路整備課）</li><li>・交差点拡幅等に関する要望書（道路整備課）</li><li>・要望書（富山市堀川南自治振興会）（道路整備課）</li><li>・要望書（荻浦地区自治振興会）（道路整備課）</li><li>・要望書（古沢地区自治振興会）（道路整備課）</li><li>・要望書（新庄北自治振興会）（道路整備課）</li><li>・市道神通寺町線に関する要望書（道路管理課）</li><li>・下須川の浚渫工事について（要望書）（道路管理課）</li><li>・歩道確保の要望書（道路管理課）</li><li>・山室中部小学校区の防護柵の設置について（要望）（道路管理課）</li><li>・要望書（月岡校下自治振興会）（道路管理課）</li><li>・カーブミラーの補修・移設について（要望）（道路管理課）</li><li>・要望書（上条自治振興会）（道路管理課）</li><li>・要望書（富山市四方校下自治振興会）（平成31年4月24日）（道路管理課）</li><li>・要望書（富山市四方校下自治振興会）（射水線跡地の樹木伐採）（令和元年12月24日）（道路管理課）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望書（富山市四方校下自治振興会）（四方江代町町内カーブミラー）（令和元年12月24日）（道路管理課）</li> <li>・準用河川「古川」の整備について（河川課）</li> <li>・要望書（倉垣校下自治振興会）（令和元年11月11日）（公園緑地課）</li> <li>・要望書（倉垣校下自治振興会）（令和元年12月20日）（公園緑地課）</li> <li>・要望書（奥田校下自治振興会）（公園緑地課）</li> <li>・水橋東公園芝生広場のベンチ増設に関する要望について（公園緑地課）</li> <li>・要望書（山室校下自治振興会）（公園緑地課）</li> <li>・吳羽山公園（石坂広場）トイレの改修・改善について（公園緑地課）</li> <li>・要望書（大久保地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（大沢野地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・令和元年度要望書（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市大庄地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市保内地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（八尾地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市大長谷地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・建設部所管事業要望書（土木事務所建設課）</li> <li>・陳情書（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市神保地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市宮川地区自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市鵜坂地区自治振興会）（令和元年8月29日）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市鵜坂地区自治振興会）（令和元年8月29日）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（富山市古里自治振興会）（土木事務所建設課）</li> <li>・要望書（山田地域自治振興会）（土木事務所建設課）</li> </ul>
公開の日時	令和2年5月27日（水）午後2時
公開の場所	富山市役所東館3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道の整備・舗装について（要望）（道路整備課） (公開しない部分)</li> <li>・町内会長の電話番号 (公開しない理由)</li> </ul> <p>富山市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>

(公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（奥田校下自治振興会）（道路整備課）  
(公開しない部分)  
町内会長の電話番号  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・令和元年度土木事業の陳情について（道路整備課）  
(公開しない部分)  
個人の氏名、町内会長の電話番号  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（太田自治振興会）（道路整備課）  
(公開しない部分)  
個人の氏名  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

	<p>(公開しない部分) 自治振興会長印の印影</p> <p>(公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（月岡校下自治振興会）（道路整備課） (公開しない部分) 自治振興会長、町内会長印の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（三郷自治振興会）（道路整備課） (公開しない部分) 自治振興会長、町内会長印の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・五福小学校通学路に関する要望書（道路整備課） (公開しない部分) 自治振興会長、PTA会長、交通安全協会支部長印の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・通行難所解消に向けた市道改善について（要望書）（道路整備課） (公開しない部分) 個人の氏名、住所 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 (公開しない部分) 自治振興会長、交通安全協会支部長、町内会長印の印影</p>
--	--

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・市道の拡幅について（要望）（太田校下自治振興会）（令和元年5月1日）（道路整備課）

(公開しない部分)

自治振興会会长印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・市道の拡幅について（要望）（太田校下自治振興会）（令和2年3月13日）（道路整備課）

(公開しない部分)

自治振興会会长、町内会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・要望書（長岡地区自治振興会）（道路整備課）

(公開しない部分)

個人の氏名、住所

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

(公開しない部分)

自治振興会会长印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当

法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・交差点拡幅等に関する要望書（道路整備課）

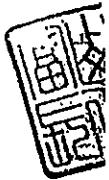
(公開しない部分)

車のナンバー

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。



- (公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・要望書（富山市堀川南自治振興会）（道路整備課）  
(公開しない部分)  
個人の氏名、住所  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・要望書（荻浦地区自治振興会）（道路整備課）  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・要望書（古沢地区自治振興会）（道路整備課）  
(公開しない部分)  
自治振興会長、環境安全連絡協議会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・要望書（新庄北自治振興会）（道路整備課）  
(公開しない部分)  
車のナンバー  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

- (公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長、交通安全協会支部長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・市道神通寺町線に関する要望書（道路管理課）  
(公開しない部分)  
自治振興会長、P T A会長、交通安全協会支部長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・下須川の浚渫工事について（要望書）（道路管理課）  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・歩道確保の要望書（道路管理課）  
(公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長の住所  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・山室中部小学校区の防護柵の設置について（要望）（道路管理課）  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（月岡校下自治振興会）（道路管理課）

(公開しない部分)

自治振興会長、町連合会長、町内会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当

法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・カーブミラーの補修・移設について（要望）（道路管理課）

(公開しない部分)

個人の住所、氏名

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

・要望書（上条自治振興会）（道路管理課）

(公開しない部分)

自治振興会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当

法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（富山市四方校下自治振興会）（平成31年4月24日）（道路管理課）

(公開しない部分)

自治振興会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当

法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（富山市四方校下自治振興会）（射水線跡地の樹木伐採）（令和元年12月24日）（道路管理課）

(公開しない部分)

自治振興会長、町内会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・要望書（富山市四方校下自治振興会）（四方江代町町内カーブミラー）（令和元年12月24日）（道路管理課）

(公開しない部分)

自治振興会長の住所、電話番号

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(公開しない部分)

自治振興会長、町内会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・準用河川「古川」の整備について（河川課）

(公開しない部分)

自治振興会長、町内会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・要望書（倉垣校下自治振興会）（令和元年11月11日）（公園緑地課）

(公開しない部分)

自治振興会長、町内会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・要望書（倉垣校下自治振興会）（令和元年12月20日）（公園緑地課）

(公開しない部分)

自治振興会長、町内会長印の印影

- (公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・要望書（奥田校下自治振興会）（公園緑地課）  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・水橋東公園芝生広場のベンチ増設に関する要望について（公園緑地課）  
(公開しない部分)  
町内会長の電話番号  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長、町内会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
- ・要望書（山室校下自治振興会）（公園緑地課）  
(公開しない部分)  
個人の氏名  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

	<p>・吳羽山公園（石坂広場）トイレの改修・改善について（公園緑地課） (公開しない部分) 自治振興会長、体育協会長、グランドゴルフ愛好会長、ソフトテニスクラブ代表者、年金者組合支部局長印の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（大久保地区自治振興会）（土木事務所建設課） (公開しない部分) 区長の電話番号 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (公開しない部分) 自治振興会長印の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（大沢野地区自治振興会）（土木事務所建設課） (公開しない部分) 個人の氏名、自治会長の電話番号 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (公開しない部分) 自治振興会長印の印影 (公開しない理由) 富山市情報公開条例第7条第2号アに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・令和元年度要望書（土木事務所建設課） (公開しない部分) 個人の氏名、町内会長の電話番号</p>
--	--

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(公開しない部分)

自治振興会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（富山市大庄地区自治振興会）（土木事務所建設課）

(公開しない部分)

自治振興会長、総代印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（富山市保内地区自治振興会）（土木事務所建設課）

(公開しない部分)

自治振興会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（八尾地区自治振興会）（土木事務所建設課）

(公開しない部分)

自治振興会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

・要望書（富山市大長谷地区自治振興会）（土木事務所建設課）

(公開しない部分)

自治振興会長印の印影

(公開しない理由)

富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。

- 建設部所管事業要望書（土木事務所建設課）  
(公開しない部分)  
総代の電話番号  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはでき  
ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお  
それがあるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることによ  
り、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるた  
め。
- 陳情書（土木事務所建設課）  
(公開しない部分)  
個人の氏名、総代の電話番号  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ  
とができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にす  
ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるた  
め。  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることによ  
り、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるた  
め。
- 要望書（富山市神保地区自治振興会）（土木事務所建設課）  
(公開しない部分)  
個人の氏名  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第1号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ  
とができるため。  
(公開しない部分)  
自治振興会長印の印影  
(公開しない理由)  
富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることによ  
り、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるた  
め。

	<p>・要望書（富山市宮川地区自治振興会）（土木事務所建設課）        (公開しない部分)        自治会長の電話番号        (公開しない理由)        富山市情報公開条例第7条第1号に該当        個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。        (公開しない部分)        自治振興会長印の印影        (公開しない理由)        富山市情報公開条例第7条第2号アに該当        法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（富山市鵜坂地区自治振興会）（令和元年8月29日）（土木事務所建設課）        (公開しない部分)        自治会長の電話番号、車のナンバー        (公開しない理由)        富山市情報公開条例第7条第1号に該当        個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。        (公開しない部分)        自治振興会長、自治会長印の印影        (公開しない理由)        富山市情報公開条例第7条第2号アに該当        法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（富山市鵜坂地区自治振興会）（令和元年8月29日）（土木事務所建設課）        (公開しない部分)        個人の氏名、自治会長の電話番号、車のナンバー        (公開しない理由)        富山市情報公開条例第7条第1号に該当        個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。        (公開しない部分)        自治振興会長印の印影</p>
--	--

	<p>(公開しない理由)  富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（富山市古里自治振興会）（土木事務所建設課）  (公開しない部分)  総代の電話番号  (公開しない理由)  富山市情報公開条例第7条第1号に該当  個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。  (公開しない部分)  自治振興会長印の印影  (公開しない理由)  富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>・要望書（山田地域自治振興会）（土木事務所建設課）  (公開しない部分)  自治振興会長の電話番号  (公開しない理由)  富山市情報公開条例第7条第1号に該当  個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。  (公開しない部分)  自治振興会長印の印影  (公開しない理由)  富山市情報公開条例第7条第2号アに該当  法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
※公開できることとなる時期	
担当課・室	道路整備課、道路管理課、河川課、公園緑地課、土木事務所建設課

#### 備考

- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入しておりますので、同日以後に改めて請求してください。
- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話443-2261）に連絡してください。

3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当) 建設政策課

電話 443-2091

022004-2-9 参95  
資料 NO  
(15)  
5枚

富山県知事 石井 隆一 様

富山市長 森 雅志 様

あいの風とやま鉄道(株) 代表取締役社長 日吉 敏幸 様

## 富山東富山駅間 新駅設置に伴う要望書

広田校下自治振興会

豊田校下自治振興会



## 新駅設置に伴う要望書

あいの風とやま鉄道「富山一東富山駅間」新駅の早期設置や周辺環境の整備につきましては、これまで、平成24年7月には「富山・東富山間新駅設置推進協議会」名で、また、平成27年11月と平成29年7月には「富山・東富山間新駅建設促進協議会」名で、富山県と富山市に対し要望書が提出されております。

広田校下自治振興会では、平成30年2月に「3年後の2021年春に新駅完成予定」との報道がなされたことを受け、7月に富山県土木部都市計画課様から「新駅周辺地区的まちづくりのあり方・方向性」についての説明を受け、11月には町内会長を中心に「新駅設置にかかる検討会」を複数回にわたり開催しました。

検討会では、地域にとって利用可能な交通手段が多様化するほか、周辺開発等による生活環境の向上が予想され、非常に喜ばしいことと受け止めているとの意見があつた一方、周辺開発・環境整備のあり方によっては、周辺道路の更なる交通渋滞や、線路西側での利用が限定的なものになってしまうことによる新駅利用者の低迷、周辺の開発がうまく機能せず新駅が単なる乗降通過駅になってしまうことを懸念する意見がありました。

これらをふまえ、ひいては新駅利用の促進につなげることを目的に、なるべく多くの地域住民が新駅設置のメリットを十分に享受できるよう、また、新駅設置により現在の住環境が悪化することのないよう、このたび、広田校下自治振興会並びに同じく新駅沿線地区となる豊田校下自治振興会の連名で、関係機関に対し要望書を提出することになりました。

駅の新設による公共交通の利用促進は、富山市が進めるコンパクトなまちづくりの推進につながるものであり、新駅を有効に活用したまちづくり、沿線校下住民を中心とした利用の促進につながる周辺開発・環境整備について、今後早急に推進していただきたいと考えております。

つきましては、つぎの事項について特に格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

## 1. 駅舎付帯施設の整備

- ・駅舎東側入口付近でのトイレ（男、女、多目的用）の設置
- ・駅舎東側入口付近での待合室の設置

## 2. 新駅へのアクセス道路の整備

### (1) 新駅東側のアクセス道路

- ・国道8号線からのアクセス道路の整備
- ・蓮町一新庄線地下道（鍋田一下富居地下道）進入路横から県有地（民間主導開発）横断、新駅までの県道の設置

### (2) 新駅西側のアクセス道路

- ・西側の線路沿いにおける歩行者・自転車通路の整備
- ・西側八幡田・稻荷線（通称・産業道路）からの道路整備

## 3. 交通渋滞対策

- ・都市計画道路（下赤江・新庄線）「鍋田地下道（鍋田一下赤江）～八幡田・稻荷線（通称・産業道路）」の早期拡張整備

東西を結ぶ広田地下道は、都市計画道路（下赤江・新庄線）の区域に含まれておりますが、交通渋滞は慢性的なものとなっており、新駅設置に伴い更なる交通渋滞が予想されます。

都市計画道路（下赤江・新庄線）は、現在の整備区間の早期完成を目指しているのですが、その進捗は遅く、また、上飯野～新庄町と比較して、鍋田地下道（鍋田一下赤江）～八幡田・稻荷線（通称・産業道路）までの拡張整備の優先度が高いのではないかと考えております。

交通渋滞が原因となりせっかくの新駅利用者が減少することがあれば、新駅設置の効果が低くなると思われること、また、新駅完成時の状況を見てからの対応では遅すぎると考えることから、行政として想定される交通渋滞問題への捉え方、解決策を示していただくようお願いします。

## 4. 県有地の活用（公募による民間事業者へ）

- ・北部地域の多目的コミュニティ文化施設の設置（広田地区センター移転を含む）、又は、広田地区センター移転のための用地の確保
- ・単なる通学・通勤・その他の移動手段としての通過駅ではなく、新駅周辺に足を運び有意義な時間を過ごせる特徴のあるまちづくり

- ・歩道兼ウォーキング・ランニング・サイクリングゾーンの設置
- ・レンタサイクル事業の実施（自宅での1泊貸出し併用）

#### 5. パーク＆ライド駐車場等の整備

- ・周辺地域住民だけでなく他地域の住民の利用も想定したうえで、利用者が必ず駐車できるような十分なスペースの確保
- ・将来的な不足に対応できるような増設分の余地の確保
- ・新駅西側でのパーク＆ライド駐車場及び西口利用者送迎用の乗降車場の整備

#### 6. 新駅を結節点とした地域公共交通体制の整備

- ・公共交通が脆弱な新駅東側における新駅や医療機関、商業施設、公共施設等を巡回する地域公共交通体制の整備

#### 7. 新駅西側の浸水対策

- ・浸水被害がたびたび発生する新駅西側・下富居地内における浸水対策事業（排水路改良工事、地下式調整池の整備）の推進

#### 8. 安全対策

- ・新駅周辺への防犯カメラの設置
- ・北部地域の避難場所としての活用
- ・太陽光発電装置設置による周辺の防犯カメラや夜間照明等の電源確保

令和元年7月5日

広田校下自治振興会	会長 中野 仁
新屋町内会	会長 力示 文蔵
飯野町内会	会長 [REDACTED] 翁成
新屋新町内会	会長 [REDACTED] 原 法之
鍋田町内会	会長 高桑 弘基
中富居町内会	会長 守田 輝夫
中富居新町町内会	会長 [REDACTED] 宮坂 進朗
上富居町内会	会長 今井 達雄
富居栄町町内会	会長 [REDACTED] 西田 敏雄
上富居新町町内会	会長 [REDACTED] 笹川 信明
上赤江町内会	会長 西森 修一
上赤江新町内会	会長 岡部 唯男
下赤江町内会	会長 芳浦 哲夫
下赤江新町内会	会長 [REDACTED] 武内 秀勝
千成町町内会	会長 松見 吉博
鶴ヶ丘町内会	会長 山本 邦雄
新飯野町内会	会長 [REDACTED] 長木 茂
豊田校下自治振興会	会長 山地 清季
下富居町内会	会長 中曾根 審明

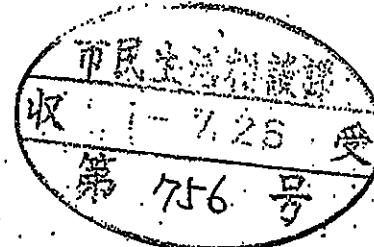
富名  
2020-2-10  
在野 NO.2

(乙)

11枚

富山市長 森 雅志 様

# 要 望 書



池多地区自治振兴会

池多地区の道路整備等の促進について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から池多地区の振興に格別のご理解とご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

つきましては、地域の発展及び安全なまちづくりに関する要望に対して、財政事情の大変厳しい折とは思いますが、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月26日

池多地区自治振興会

会長 松本 光男

要・望・項・目

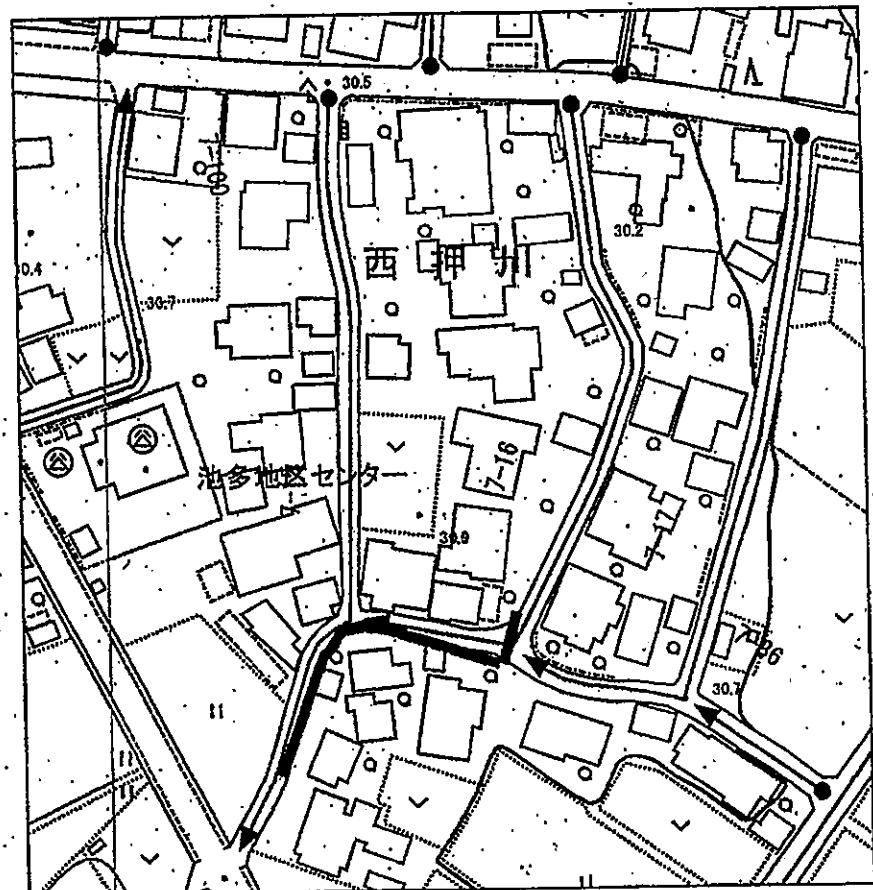
番号	項 目	要望町内	新規 継続
1	市道西押川3号線、4号線、5号線の側溝改修について	西押川	継続
2	市道平岡4号線(7-39)の道路側面補強について	平岡	継続
3	市道山本31号線(7-102)の整備について	山本	継続
4	市道山本北野線(7-7)の道路改良について	山本	継続
5	市道山本29号線(7-103)の整備について	山本	継続
6	北押川町内北側道路の市道認定について	北押川	継続
7	土砂災害警戒区域における急傾斜地の安全対策の実施について	山本	継続

# 1 市道西押川3号線(7-15)、4号線(7-16)、5号線(7-17)の側溝改修について (継続)

西押川の集落内の土地には高低差があるとともに、側溝がほぼ直角に折れている箇所が多く、大雨の際には側溝から水が溢れることができます。

また、集落内の市道は、自動車の擦れ違いもできない狭い道で通学する児童・生徒にとって、非常に危険な状況となっております。

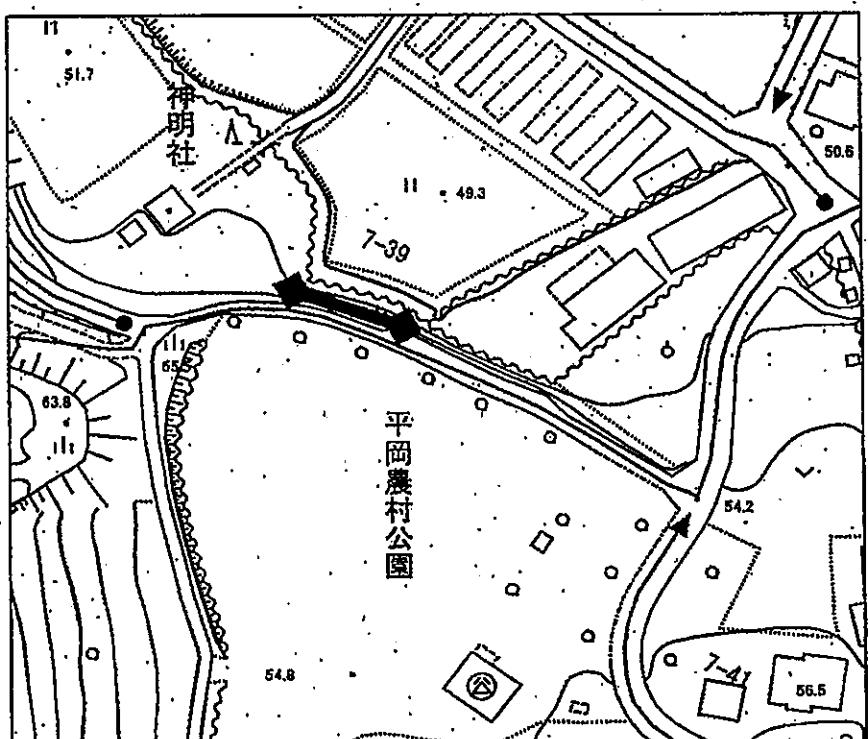
平成25年度において、一部改修していただいたところがありますが、引続き側溝の改修により、浸水対策及び歩道の確保を要望します。



—— 改修済み側溝

## 2 市道平岡4号線(7-39)の道路側面補強について（継続）

本件の道路法面改良については、過去に道路拡幅改良に合わせ、約50mの区間については法面総補強が行われましたが、残りの部分についても道路法面が急勾配で崖崩れの危険性が高い状況でありますので、早急に法面補強工事をお願いします。

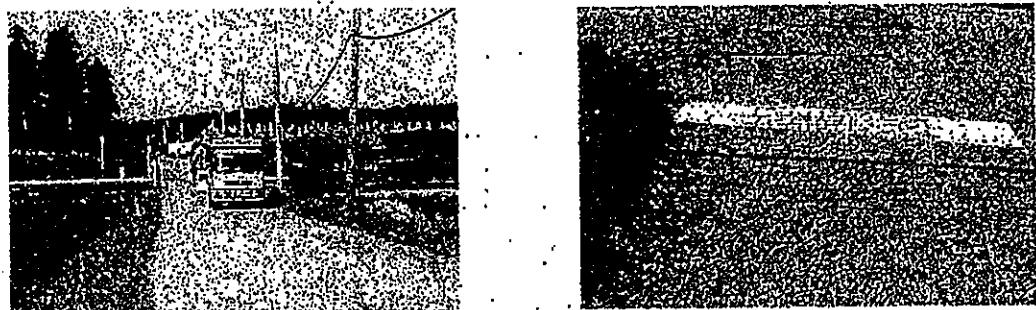


### 3. 市道山本31号線(7-102)の整備について（継続）

当該道路は、廃棄物関連車両の通行が大幅に増加しています。しかし側溝未整備の部分が多く、積雪・凍結時をはじめ、事故の発生が懸念されるところであります。

さらに、通行量の増加等による路面の破損も増加しており、再三にわたり補修していただいているのですが、後を絶たない状況であります。

側溝の設置による道路の拡幅及び路面の整備を要望します。

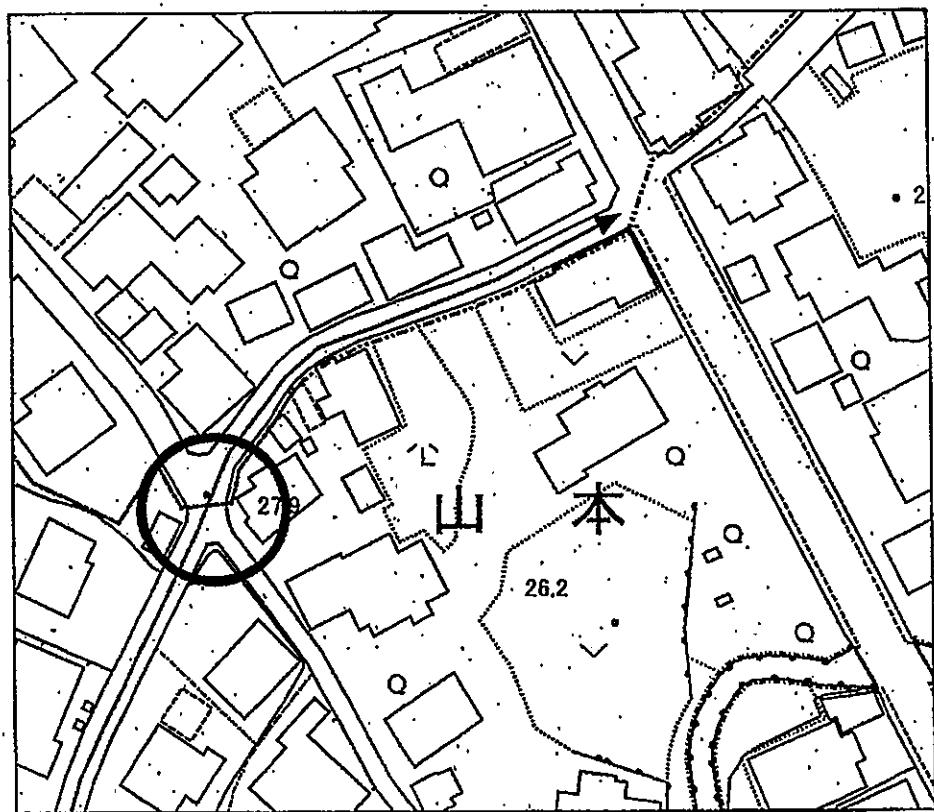
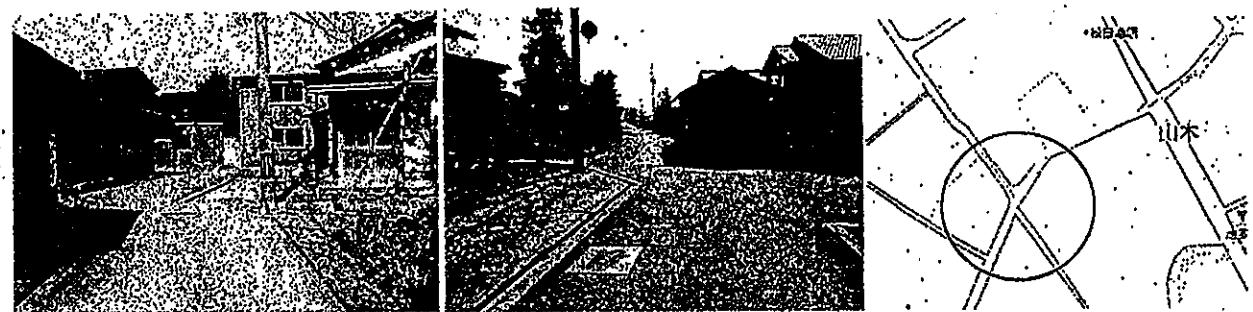


#### 4 市道山本北野線(7-7)の整備について（継続）

山本地内の中、県道小杉・婦中線の西側のエリアでは、道幅3mと非常に狭く、更には、交差する道路の幅が不揃いなため、左折や右折が大変難しい状況であります。

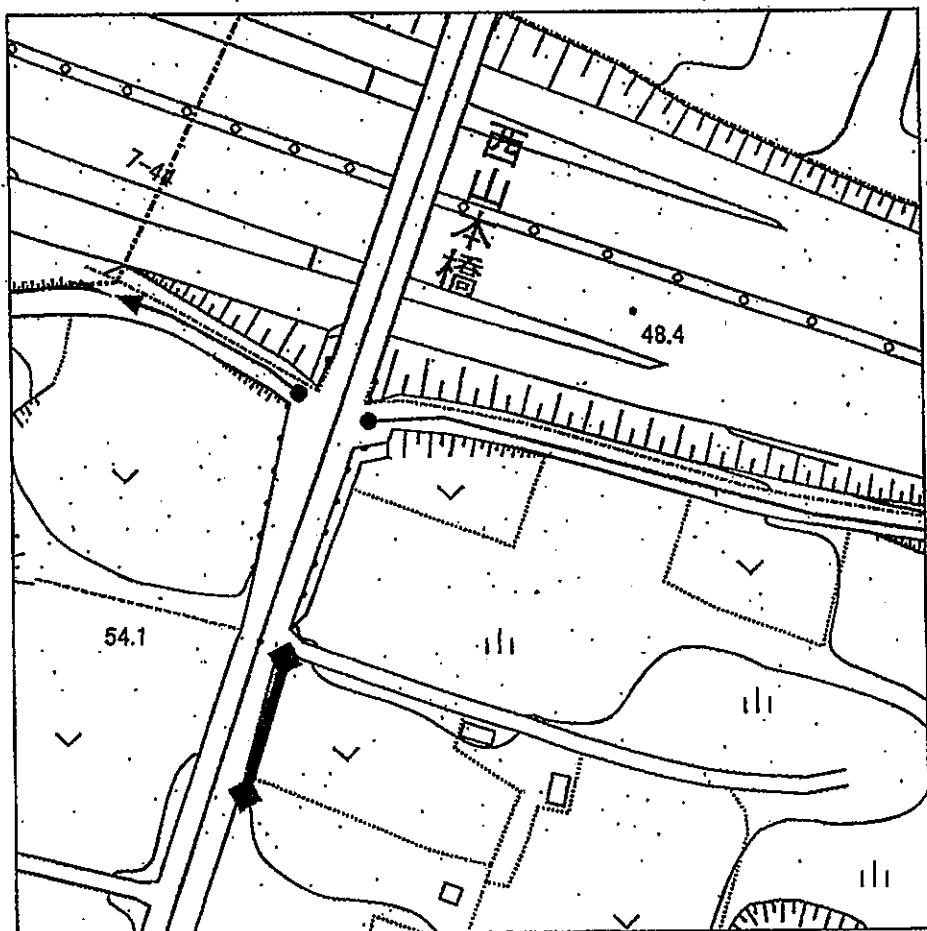
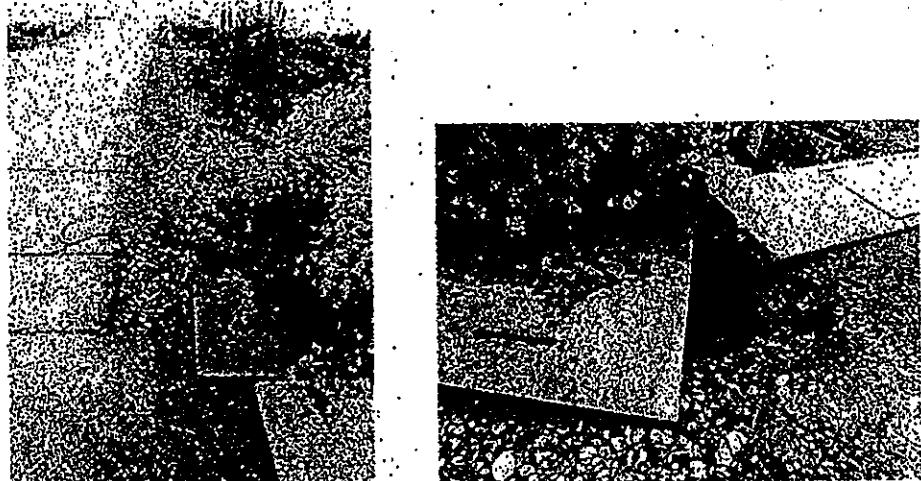
このため、地域住民は、火災等の緊急時の対応に大きな不安を持っています。

しかしながら、住宅が建て込んでいることから道路の拡幅も容易でないことから、少しでも緊急車両が現場へ近づくことができるよう隔切りによる改良を要望します。



## 5 市道山本29号線(7-103)の整備について（継続）

市道山本29号線の西山本橋の南側の東側排水路について、側溝がなく、暗渠となってしまっており、排水路が詰まった場合は修繕が大変困難であると想定されます。早急に側溝の整備を要望します。

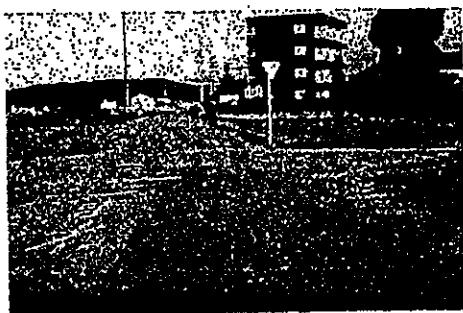


## 6 北押川町内北側農道の市道認定について（継続）

市道西押川小杉線と市道西押川12号線との交差点から県道新湊・平岡線交差点間の約750mは、土地改良に伴い土地改良区の所有・管理する農道となっています。

しかしながら、現状は、道路の北側にも住宅が建築され、地域住民等の生活道路として活用されているとともに近年は、大型車両や地区外車両の通行も大幅に増加していることから、道路の痛みが著しい状況になっています。

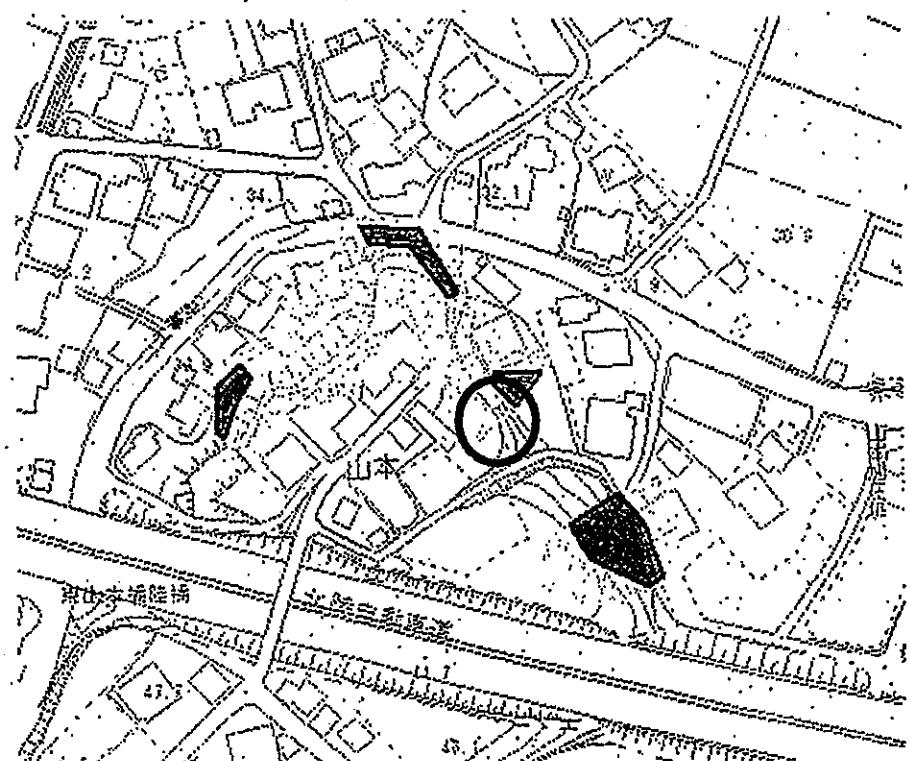
更には、除雪や分家住宅の建築手続き等に不便・不都合が生じている状況もありますので、市道認定を切に要望します。



## 7 土砂災害警戒区域における急傾斜地の安全対策の実施について（継続）

山本地内にある急傾斜地【0459 山本(1)】において平成 28 年度から継続して安全対策を実施して頂いております。

引き続き次の箇所においても対応を要望します。



池多地区自治振興会長

松本光男

西押川町内会長

林作靈

北押川町内会長

栗山照惣

山本町内会長

前田善彌

平岡町内会長

増山照未

三熊町内会長

小谷保未

開ヶ丘町内会長

澤井宏達

02-0200 / 2 / 11 枚目

## 振替証明書

会派名 日本共産党

金額	6,570 円
----	---------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2020年6月2日

経理責任者 小西直樹 印

氏名	小西直樹	受領印
----	------	-----

0202001-2-12

11

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 02-05-07	振込	*3,546	トヤマケンシ"チタイモン"	*2,200,241
2 02-05-07	手数料	*440	フリコミ	*2,199,801
3 02-05-15	振込	*293,744	トウサ"ワインサツコウケ"イ	*1,906,057
4 02-05-15	手数料	*440	フリコミ	*1,905,617
5 02-05-18*		*1,445,763		*459,854
6 02-05-20	振込	*80,000	[REDACTED]	*379,854
7 02-05-20	手数料	*440	フリコミ	*379,414
8 02-05-22	振込	*1,828	トヤマジキ"カインターネツ	*377,586
9 02-05-22	手数料	*220	フリコミ	*377,366
10 02-05-25	電話料	*3,977	0764418418	*373,389
11 02-05-27		*10,048	DF.コニカミノルタNC	*363,341
12 02-05-27*		*3,072	0201001 未登 岩山新橋	*360,269

13 02-05-29	新聞代金	*3,380		*356,889
14 02-06-01	振込	*1,454	ナカタ"トヨハント"イ(ガ	*355,435
15 02-06-01	手数料	*220	フリコミ	*355,215
16 02-06-02		*2,988	チユウニチシンフ	*352,227
17 02-06-02*		*6,570	0202001 未登 おつり	*345,657
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

## (お知らせ)

1. お取引のご提出のあるお取引のときは年月日間に\*と表示します。  
 2. お預金をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タクシードライバー  
 トリマー

お支払いできる日  
お支払できる期限は、所定の  
不支払時限権者となります。

11